

福祉施設の利用

~~~~~

### 組合員料金で宿泊できる共済組合の福祉施設

退職後（組合員の資格喪失後）に下記の共済組合等が保有する福祉施設を利用する際、任意継続組合員証、任意継続組合員被扶養者証、共済組合施設利用証、市町村・都市職員共済組合年金受給者等施設利用証等を提示することにより、組合員料金又はこれに準じた料金等で宿泊できる場合があります。

なお、本組合の施設「えひめ共済会館」の宿泊料金のように組合員料金と一般料金の区分なく同一料金としている福祉施設においては、上記の証書を提示しても利用料金の割引はありませんので、事前に利用予定の施設へ組合員料金の有無等をご確認ください。

- (1) 各県の市町村職員共済組合
- (2) 全国市町村職員共済組合連合会
- (3) 指定都市職員共済組合
- (4) 地方職員共済組合
- (5) 東京都職員共済組合
- (6) 公立学校共済組合
- (7) 警察共済組合
- (8) 国家公務員共済組合連合会

## その他の事業

~~~~~

保健事業

退職後（組合員の資格喪失後）は、人間ドック等利用助成、福祉施設利用助成などの保健事業はご利用になれません。

ただし、共済組合の任意継続組合員となった場合は、40歳以上75歳未満の方（被扶養者を含む。）を対象に実施する特定健康診査及び特定保健指導のみご利用になれます。

対象となる方には、ご自宅へ案内文書、受診券等を送付します。